

「能力開発基本調査における民間競争入札実施要項(案)」に対する意見募集への回答

※意見募集期間: 令和4年9月22日～同年10月6日

※表中のページ数や行数は、意見募集時の「能力開発基本調査における民間競争入札実施要項(案)」のもの。

項	意見等	回答
1	本件の「意見提出が30日未満の場合その理由」は何ですか？	行政手続法(平成5年法律第88号)第39条第1項に規定する意見公募手続は、同法第2条第8号に規定する「命令等」を定めようとする場合において、実施する必要がある手続きになります。 今回の意見募集は、当該「命令等」に該当しない民間競争入札実施要項(案)に関するもので、任意の意見募集であることから、同法第39条第3項の30日以上意見提出期間を定める規定は適用されないものとなります。
2	①なぜ民間事業者委託と限定しているのか理由がわからない。 この程度の調査は学会など非営利団体が取り組んだ方が専門分析も確か、コスト管理面からメリットが大きい。結果は彼らの研究に結びつく。学会会員に全部やらせるべきと考える。 ② 調査設計構想が古すぎる。(昭和のまんま) 調査票の設計は紙面でなくてもいい。紙ITでの回答誤差は数%の違いしかないため、コスト安とデジタル集計の利便性をご検討いただきたい。 ③コスト削減を 郵便コストはデジタル化で削減すべき。紙集計の手間を省き、全部デジタル調査集計にし組織学会や労働経済学会に委託すれば、民間委託よりよいと考える。	① 入札参加資格は、営利団体に限定しているわけではなく、非営利団体を含め、「9入札参加資格に関する事項」(31頁～)に該当する者を想定しています。 ②③ 本調査のデジタル化については、政府統計全体の動きなども踏まえて、今後とも検討いたします。
3	①表紙の3行目「職業人材開発統括官」は「人材開発統括官」の誤記ではないか？ ②205ページの記の5行目「技術審査委員会」は36ページの7行目「総合評価落札方式技術審査委員会」とは別のものか？ ③44ページの15行目「(平成15年法律第57号)」は削除したほうがよい。42ページの記載と重複しているから。 ④51ページの最下行から上に5行目「(平成19年法律第53号)」は削除したほうがよい。42ページの記載と重複しているから。 ⑤42ページの本文の15行目の「会社法」の法律番号を記載したほうがよい。 ⑥9ページの最下行から上に7行目「全て」と、16ページの1行目「すべて」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。 ⑦9ページの最下行から上に4行目「更に」と、26ページの最下行「さらに」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。 ⑧8ページの21行目「赤字」は「赤」の誤記ではないか？ ⑨10ページの25行目「毎」と、46ページの11行目「ごと」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。 ⑩165ページの41の対応例欄の記載の一部が欠けている。 ⑪45ページの22行目「接受」の相手は誰か？ ⑫26ページの最下行から上に1行目「持ち出しを禁止」は「持ち出すことを禁止」のほうが日本語として自然である。 ⑬27ページの3行目「防止策」は当省の承認を得る必要があるのでは？ ⑭27ページの6行目「すべての者」に20行目の「再委託業者」は含まれないのか？	①修正いたします。 ②同じものを差しております。 ③修正いたします。 ④修正いたします。 ⑤修正いたします。 ⑥「全て」に統一いたします。 ⑦「更に」に統一いたします。 ⑧修正いたします。 ⑨「ごと」に統一いたします。 ⑩修正いたします。 ⑪「接受」の相手先は、必ずしも限定して想定しているものではありません。 ⑫修正いたします。 ⑬「防止策」はセキュリティ要領に含まれますが、当該要領は当省の承認を得るよう規定しております。(26頁19行目) ⑭御認識のとおり「再委託事業者」も含まれます。
4	安全保障に関わるものではなく、調査事業ですから、外資でも構いませんが、日本国内でお金が循環するよう、入札資格から外資系企業を外してください。	「9入札参加資格に関する事項」(31頁～)については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)の考え方(※)に基づき設定しております。 ※国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施する公共サービスに関し、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革(競争の導入による公共サービスの改革)を実施する。

項	意見等	回答
5	<該当記載内容> (5)②次会の民間事業者は、当該業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、次々回の民間事業者に対し、引継ぎを行うものとする。 <質問内容> 引継ぎ作業がある場合は、契約期間の令和8年3月31日までとなり、令和8年4月1日以降には発生しないという認識でよろしいでしょうか。(令和8年度業務の受託者は、令和8年3月31日以前に決まっているのでしょうか。)	次回(令和5～7年度)の業務実施では、令和5年7月中旬の業務の引継ぎを予定(33頁)しています。 次々回(令和8年度～)についても、おおむね同様のスケジュールを予定しているため、同時期の業務の引継ぎとなる見込みです。
6	<該当記載内容> (11)④本社一括対応における個人票の発送については(中略)本社一括事業所へ個人票を発送すること。 <意見内容> 個人票の発送先については、本社一括企業のご意向を踏まえて決めるものとし、仕様書で定めなくてもよいのではないかと。 <意見の理由> 企業によっては、個人票も本社宛への送付をご希望する方もいると考えるため。	本社一括企業の意向を踏まえた対応ができるよう、記載を修正いたします。
7	<該当記載内容> 督促の実施は、実施方法の如何によらず、調査票の到着確認を含めて5回以上は必ず行わなければならない。 <質問内容> 「事前に取得したアドレスの情報の登録が行われているが2週間後未返送の対象にメールを配信する」と記載があるが、仕様で定める「5回以上の督促」に含まれるものか。 <質問の理由> 督促に係る費用が変動するため。	企業調査・事業所調査における督促メールの配信については、「5回以上」の督促に含めないことといたします。 なお、記載については、その旨が分かるように修正いたします。
8	<該当記載内容> ⑧調査対象事業所に電話督促において、既に個人票を配布している場合は、併せて個人調査の調査票の配布が実施済みであるか確認すること。 <意見内容> 事業所に対しての督促時に、個人票の配布の確認はできないものと思われる。 <意見の理由> 事業所票の回収後、個人票を送付するので、事業所票未返送となっている事業所への電話督促時点では、個人票は未発送と思われる。	修正いたします。
9	<該当記載内容> 個人調査協力依頼メールの配信条件について <質問内容> 紙で返送された調査票のメールアドレスの活用は必須か。 <質問の理由> 文字入力費用の発生有無の確認のため。	目標回答率の達成のため、必須の条件とします。
10	<該当記載内容> ベリファイの結果については当省に報告すること。 <質問内容> どのような形式での報告を規定しているか。(書面・最初に入力データと後に入力したデータの提出等) <質問の理由> ご提出方法の検討のため。	報告の形式については任意ですが、ベリファイを実施した事実が確認できるもの、例えば ・ベリファイを行い、差異が発生したデータの件数 ・差異が発生したデータへの対応状況(対応が完了した旨の報告等) などをご報告いただくことを想定しています。